

(期限徒過の外貨建債権)

13の2-2-12 外貨建債権で既にその支払期限を経過し支払が延滞しているものは、短期外貨建債権に該当しないものとして取り扱う。

(自社発行の新株引受権証券及び転換社債)

13の2-2-13 自社発行の外貨建ての新株引受権証券(新株引受権付社債につき区分法による会計処理を採用している場合の新株引受権の対価部分をいう。)及び転換期間満了前の外貨建ての転換社債の円換算に当たっては、原則としてこれらのものを金銭債務である外貨建債務に該当しないものとして取り扱うのであるが、当該転換社債(償還日が当該事業年度終了の日の翌日から1年以内に到来するものに限る。)の転換価格が、当該事業年度終了の時に、その転換の対象となる株式の相場を大きく上回り、転換請求の可能性がないと認められる場合には、当該転換社債は、短期外貨建債務(令第122条の4第1項第1号《短期外貨建債権債務》に規定する短期外貨建債務をいう。)に該当することに留意する。

(注) 法人の保有する外貨建ての新株引受権証券及び転換社債は、外貨建有価証券に該当する。

(届出の効力)

13の2-2-14 法人が令第122条の4《外貨建資産等の期末換算方法の選定の方法》の規定に基づき、同条各号に掲げる外貨建資産等の区分ごとに外貨建資産等の換算の方法を届け出ている場合において、その届出後届出をしたいずれかの区分に属する外貨建資産等を有しないこととなっても、当該区分に属する外貨建資産等の換算方法に係る届出は引き続きその効力を有することに留意する。

(新 設)

(新 設)

(届出の効力)

13の2-1-20 法人が令第139条の5第2項《短期外貨建債権債務の換算の方法の選定》の規定に基づき、短期外貨建債権債務の換算の方法をその外国通貨の種類異なるごとに届け出ている場合において、その届出後いずれかの外国通貨に係る外貨建債権債務を有しないこととなっても、当該外貨建債権債務に係る届出は引き続きその効力を有することに留意する。令第139条の8第7項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算方

改 正 後	改 正 前
<p>令第122条の10第1項（為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続）の規定に基づき、<u>法第61条の10第2項（為替予約差額の一括計上）</u>の方法を外国通貨の種類異なるごとに届け出ている場合も同様とする。</p> <p>(注) その後当該区分又は当該外国通貨の種類に属する外貨建資産等の取得又は発生があった場合において、その外貨建資産等につき当該届出による方法以外の方法により円換算をしようとするときは、<u>令第122条の6（外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続）</u>又は<u>令第122条の11（為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続）</u>の規定の適用がある。</p> <p>（合併により受け入れた外貨建資産等の換算方法等）</p> <p><u>13の2-2-15</u> 合併法人が被合併法人から外貨建資産等を受け入れた場合における当該外貨建資産等の換算方法の選定については、その合併の時に当該合併法人においてその外貨建資産等の取得又は発生があったものとして、<u>令第122条の5（外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続）</u>の規定を適用する。</p> <p>令第122条の10（為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続）の規定の適用についても同様とする。</p> <p>（換算方法の変更申請があった場合等の「相当期間」）</p> <p><u>13の2-2-16</u> いったん採用した外貨建資産等の換算の方法は特別の事情が</p>	<p><u>法の選定</u>）の規定に基づき、<u>同条第5項に規定する方法を外国通貨の種類異なるごとに届け出ている場合も同様とする。</u></p> <p>(注) その後当該外国通貨に係る外貨建債権を取得し又は外貨建債務が発生した場合において、その外貨建債権債務につき当該届出による方法以外の方法により円換算をしようとするときは、<u>令第139条の6（外貨建債権債務の換算方法の変更手続）</u>又は<u>令第139条の8第8項及び第9項（先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算方法の変更手続）</u>の規定の適用がある。</p> <p>（合併により受け入れた外貨建債権債務の換算方法等）</p> <p><u>13の2-1-21</u> 合併法人が被合併法人から短期外貨建債権債務を受け入れた場合における当該短期外貨建債権債務の換算方法の選定については、その合併の時に当該合併法人がその短期外貨建債権を取得し、又は当該合併法人につきその短期外貨建債務が発生したものとして、<u>令第139条の5第2項（短期外貨建債権債務の換算の方法の選定）</u>の規定を適用する。<u>令第139条の8第5項（先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算）</u>に規定する方法を選定する場合における<u>同条第7項（先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算方法の選定）</u>の規定の適用についても同様とする。</p> <p>（換算方法の変更申請があった場合の「相当期間」）</p> <p><u>13の2-1-22</u> いったん採用した外貨建債権債務の換算の方法は特別の事情</p>

ない限り継続して適用すべきものであるから、法人が現によっている換算の方法を変更するために令第122条の6第2項《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》の規定に基づいてその変更承認申請書を提出した場合において、その現によっている換算の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときを除き、同条第3項の相当期間を経過していないときに該当するものとする。

令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》の規定に基づきその選定した方法を変更する場合も同様とする。

(注) .....

(先物外国為替契約等の解約等があった場合の取扱い)

13の2-2-17 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用を受けた外貨建資産等に係る先物外国為替契約等につき解約（解除を含む。以下13の2-2-17において同じ。）があった場合には、その解約があった日の属する事業年度（以下13の2-2-17において「解約事業年度」という。）の所得の金額の計算上、当該外貨建資産等に係る為替予約差額（法第61条の10第1項《為替予約差額の配分》に規定する為替予約差額をいう。以下13の2-2-19において同じ。）を当該先物外国為替契約等の締結の日（その日が当該外貨建資産等の取得の日又は発生の日前である場合には、その取得の日又は発生の日）から当該外貨建資産等に係る債権債務の当初の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに解約事業年度開始の日から当該先物外国為替契約等の解約の日までの期間の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。

がない限り継続して適用すべきものであるから、法人が現によっている換算の方法を変更するために令第139条の6第2項《外貨建債権債務の換算の方法の変更手続》の規定に基づいてその変更承認申請書を提出した場合において、その現によっている換算の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときを除き、同条第3項の相当期間を経過していないときに該当するものとする。令第139条の8第9項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算方法の変更手続》の規定に基づきその選定した方法を変更する場合も同様とする。

(注) .....

(先物外国為替契約の解約等があった場合の取扱い)

13の2-1-23 令第139条の8第3項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》の規定の適用を受けた長期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約につき解約（解除を含む。以下13の2-1-23において同じ。）があった場合には、その解約があった日の属する事業年度（以下13の2-1-23において「解約事業年度」という。）の所得の金額の計算上、当該長期外貨建債権債務に係る為替予約差額（同項に規定する差額をいう。以下13の2-1-25において同じ。）を当該先物外国為替契約の締結の日（その日が当該長期外貨建債権債務の取得の日又は発生の日前である場合には、その取得の日又は発生の日）から当該長期外貨建債権債務の当初の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに解約事業年度開始の日から当該先物外国為替契約の解約の日までの期間の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入するものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 月数又は日数は、暦に従って計算し、月数につき1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p>	<p>(注) 月数又は日数は、暦に従って計算し、月数につき1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。</p>
<p>(外貨建資産等に係る契約の解除があった場合の調整)</p>	<p>(長期外貨建債権債務に係る契約の解除があった場合の調整)</p>
<p><u>13の2-2-18 法第61条の8第2項《先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算》の規定の適用を受けた外貨建資産等の取得又は発生に係る契約につき解除があった場合（再売買と認められる場合を除く。）</u>には、その解除があった日の属する事業年度（以下<u>13の2-2-18</u>において「<u>契約解除事業年度</u>」という。）の所得の金額の計算上、当該契約解除事業年度の前事業年度までの間に当該外貨建資産等につき<u>法第61条の10第1項又は第2項《為替予約差額の配分》</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額の合計額を損金の額又は益金の額に算入する。</p>	<p><u>13の2-1-24 令第139条の8第3項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》</u>の規定の適用を受けた<u>長期外貨建債権債務</u>に係る契約につき解除があった場合（再売買と認められる場合を除く。）には、その解除があった日の属する事業年度（以下<u>13の2-1-24</u>において「<u>契約解除事業年度</u>」という。）の所得の金額の計算上、当該契約解除事業年度の前事業年度までの間に当該<u>長期外貨建債権債務</u>につき<u>同項</u>の規定により益金の額又は損金の額に算入した金額の合計額を損金の額又は益金の額に算入するものとする。</p>
<p>(外貨建資産等の支払の日等につき繰延べ等があった場合の取扱い)</p>	<p>(長期外貨建債権債務の支払の日につき繰延べ等があった場合の取扱い)</p>
<p><u>13の2-2-19 令第122条の9第1項《為替予約差額の配分》</u>の規定の適用を受ける外貨建資産等に係る<u>債権債務</u>の支払の日又は当該外貨建資産等に係る<u>先物外国為替契約等の履行の日</u>につき繰延べ（繰上げを含む。以下<u>13の2-2-19</u>において「<u>繰延べ等</u>」という。）が行われた場合においても当該外貨建資産等につき円換算額（当該繰延べ等により円換算額に異動が生じたときは、<u>異動後の円換算額</u>）が確定しているときは、その繰延べ等が行われた日の属する事業年度（以下<u>13の2-2-19</u>において「<u>繰延事業年度</u>」という。）以後の事業年度の所得の金額の計算上、当該外貨建資産等に係る為替予約差額の残額（当該外貨建資産等に係る為替予約差額から当該繰延事業年度の前</p>	<p><u>13の2-1-25 令第139条の8第3項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の計算》</u>の規定の適用を受けた<u>長期外貨建債権債務</u>の支払の日又は当該<u>長期外貨建債権債務</u>に係る<u>先物外国為替契約の履行の日</u>につき繰延べ（繰上げを含む。以下<u>13の2-1-25</u>において「<u>繰延べ等</u>」という。）が行われた場合においても当該<u>長期外貨建債権債務</u>につき円換算額が確定しているときは、その繰延べ等が行われた日の属する事業年度（以下<u>13の2-1-25</u>において「<u>繰延事業年度</u>」という。）以後の事業年度の所得の金額の計算上、当該<u>長期外貨建債権債務</u>に係る為替予約差額の残額（当該<u>長期外貨建債権債務</u>に係る為替予約差額から当該繰延事業年度の前事業年度までの各</p>

事業年度までの各事業年度において益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た残額をいい、その繰延べ等に伴い当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の内容が変更されたことにより、その円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額に基づく再計算後の残額をいう。以下13の2-2-19において同じ。)を当該繰延事業年度開始の日から当該外貨建資産等に係る債権債務の繰延べ等後の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに当該事業年度の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する。

- (注)1 当該事業年度が当該外貨建資産等に係る債権債務の支払の日を含む事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度(繰延事業年度以後の事業年度に限る。)までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。
- 2 月数又は日数は、暦に従って計算し、月数につき1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 3 外貨建資産等に係る債権債務の支払の日又は当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の履行の日につき繰延べ等が行われたことに伴い、当該外貨建資産等に係る円換算額が確定しないこととなった場合には、13の2-2-17の取扱いによる。

事業年度において益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た残額をいい、その繰延べ等に伴い当該長期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約の内容が変更されたことにより、その円換算額に異動が生じたときは、異動後の円換算額に基づく残額をいう。以下13の2-1-25において同じ。)を当該繰延事業年度開始の日から当該長期外貨建債権債務の繰延べ等後の支払の日までの期間の月数又は日数で除し、これに当該事業年度の月数又は日数を乗じて計算した金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入するものとする。

- (注)1 当該事業年度が当該長期外貨建債権債務の支払の日を含む事業年度である場合には、当該為替予約差額の残額から当該事業年度の前事業年度(繰延事業年度以後の事業年度に限る。)までの間に益金の額又は損金の額に算入した金額を控除して得た金額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入することに留意する。
- 2 月数又は日数は、暦に従って計算し、月数につき1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 3 長期外貨建債権債務の支払の日又は当該長期外貨建債権債務に係る先物外国為替契約の履行の日につき繰延べ等が行われたことに伴い、当該長期外貨建債権債務に係る円換算額が確定しないこととなった場合には、13の2-1-23の取扱いによる。

二十一 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<p><b>第2節 外貨建取引に係る会計処理等</b></p> <p>(収益、費用等の換算)</p> <p>13の2-2-1 外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額又は仕入金</p>